

# 平成30年度 大東市教育委員会 5月 定例会 会議録

## 1. 開催年月日

平成30年5月21日（月） 午後1時00分～午後1時30分

## 2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

## 3. 出席者（5名）

- |       |        |
|-------|--------|
| ・教育長  | 亀岡 治義  |
| ・教育委員 | 花田 真理子 |
| ・教育委員 | 田中 佐知子 |
| ・教育委員 | 水野 達朗  |
| ・教育委員 | 太田 忠雄  |

## 4. 出席説明員（15名）

- |                             |       |
|-----------------------------|-------|
| ・学校教育部長兼教育政策室長              | 森田 修司 |
| ・生涯学習部長                     | 南田 隆司 |
| ・学校教育部総括次長兼学校管理課長           | 中村 敬治 |
| ・生涯学習部総括次長兼生涯学習課長           | 田川 愛実 |
| ・学校教育部次長兼野崎青少年教育センター所長      | 伊藤 晴人 |
| ・学校教育部教育政策室課長               | 藤原 成典 |
| ・学校教育部教育政策室課長               | 田口 誠  |
| ・学校教育部教育政策室課長               | 新井 雅也 |
| ・学校教育部教育政策室課長               | 宮田 典子 |
| ・学校教育部教育政策室課長兼教育研究所所長       | 渡邊 良  |
| ・学校教育部教育政策室課長兼北条青少年教育センター所長 | 梅本 正直 |
| ・生涯学習部生涯学習課参事               | 黒田 淳  |
| ・生涯学習部生涯学習課参事               | 吉田 浩樹 |
| ・生涯学習部スポーツ振興課上席主査           | 松本 浩司 |
| ・学校教育部教育策室上席主査              | 小田 恭裕 |

## 5. 傍聴者 0名

## 6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第19号  
平成31年度大東市立中学校使用教科用図書 特別の教科  
科 道徳 調査員の任命について
- 日 程 第 3 教委議案第20号  
平成30・31年度大東市スポーツ推進委員の委嘱について
- 日 程 第 4 一般業務報告

## 7. 議案書

教委議案第19号

平成31年度大東市立中学校使用教科用図書 特別の教科 道徳  
調査員の任命について

大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（中学校）における調査員を次の  
とおり任命する。

平成30年5月21日提出

大東市教育委員会  
教育長 亀岡 治 義

理 由

平成31年度大東市立中学校使用教科用図書 特別の教科 道徳 について  
専門の事項を調査研究するため、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規  
則第4条に基づき、別紙名簿に記載する者を調査員に任命するため。

※人事案件につき非公開

## 大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則

平成25年3月26日

教委規則第4号

大東市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（平成13年教委規則第1号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この規則は、大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）第3条の規定に基づき、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営について、必要な事項を定めるものとする。

### （組織）

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者（教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者を除く。）の中から教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 小学校または中学校（以下「小学校等」という。）の校長
- (2) 教育委員会事務局の職員
- (3) 小学校等に在籍する児童または生徒の保護者

2 委員会の委員の任期は、委嘱または任命の日から教科用図書の選定についての審議を完了した日までとする。

3 委員会に委員長および副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたはかけたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第3条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の全員一致により決するものとする。

(調査員)

第4条 委員会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、委員会に調査員を置くことができる。

2 調査員は、小学校等の校長および教員ならびに教育委員会事務局の職員（教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者を除く。）の中から教育委員会が委嘱または任命する。

(守秘義務)

第5条 委員会の委員および調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教育政策室において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日以後最初に招集される委員会の招集および委員長が選任されるまでの間の委員会の主宰は、教育長が行う。

付 則(平成27年教委規則第2号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員等に関する要領

平成26年4月24日 改正

### (目的)

第1条 この要領は、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（平成25年教委規則第4号。以下「規則」という。）に基づき、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員および調査員の構成等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (委員の構成等)

第2条 規則第2条第1項に定める委員は、次に掲げる構成人数をもって充てるものとする。

- (1) 小学校等の校長から2名
- (2) 教育委員会事務局の職員から2名
- (3) 大東市PTA協議会から2名

2 同条第1項に規定する、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者とは、採択の対象になる教科用図書の発行者（以下「発行者」という。）の会社の株主（社員を含む）、発行者が発行している書籍等に著作権を有する者のことをいう。

### (調査員の構成等)

第3条 規則第4条第2項に定める調査員は、次に掲げる構成人数をもって充てるものとする。

- (1) 校長および教頭ならびに教育委員会事務局職員から1名
- (2) 教諭から2名

2 教育委員会事務局職員以外の調査員については、大東市校長会から推薦された校長（規則第2条第1項第1号の委員を除く。）、教頭および教諭または教育委員会が適切と認めた校長、教頭および教諭をもって充てるものとする。

## 調 査 員 資 格 要 件

大東市教育委員会

1. 調査担当教科・種目に関して学識経験が豊かであり、公正な立場で申請図書の調査研究を遂行することが期待できること。
2. 大東市立小・中学校の校長、教頭、または教諭であること及び大東市教育委員会事務局の指導主事であること。
3. 3年以上の教職経験を有すること。
4. 教科用図書及びその教師用指導書の執筆又は編集に関係していないこと。
5. 平成27年度以降の教科書発行者の主催又は後援する教科書研究会等の講師になったことがないこと及びその企画に参加したことがないこと。

教委議案第20号

平成30・31年度大東市スポーツ推進委員の委嘱について

平成30・31年度大東市スポーツ推進委員について、次のとおり委嘱する。

平成30年5月21日提出

大東市教育委員会  
教育長 亀岡 治 義

理 由

スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、スポーツ推進委員に委嘱するため。



平成30・31年度 大東市スポーツ推進委員候補者一覧

	氏 名	年 齢	住 所	継 続 (年 数)
1	よこやま ちなつ 横山 千夏	19	大阪市	新規

任期：平成30年6月1日から平成32年3月31日まで

### スポーツ推進委員について

1. スポーツ基本法第32条第2項の規定に基づき、市教委規則に定められています。
2. 大東市非常勤職員となります。
3. 報酬は、大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例に基づき月額5,000円とします。
4. 公務のために出張したとき、費用弁償として旅費を支給します。
5. 公務中の災害には、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けます。
6. 任期は、2年です。（平成30年度・31年度任期は、平成30年4月1日から平成32年3月31日まで）

### スポーツ基本法（抜粋）

- 第32条 市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。
- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
  - 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

### 生涯スポーツの推進に向けた役割

1. 地域に根ざしたスポーツ振興
2. 行政と市民とのパイプ役
3. スポーツの場の提供（企画・運営）
4. 新しいスポーツ人口の掘り起し（スポーツに親しむ機会のなかった人々に機会を提供）
5. 健康・体力づくり等の市民ニーズへの対応

## 8. 一般業務報告

### 1. 家庭教育支援チーム総会について

## 9. 会議録

亀岡教育長

それでは、5月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況について報告をよろしく申し上げます。

森田部長

本日の出席者は教育長並びに教育委員4名、合計5名でございます。

亀岡教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、花田委員によりお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第19号「平成31年度大東市立中学校使用教科用図書 特別の教科 道徳 調査員の任命について」ですが、人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により非公開にしたいと考えますが、賛成の委員は挙手をお願いします。

### 【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、本議案は非公開とし、この後に別途審議することといたします。

次に、日程第3 教委議案第20号「平成30・31年度大東市スポーツ推進委員の委嘱について」の提案理由の説明をお願いします。

松本上席主査

教委議案第20号「平成30・31年度大東市スポーツ推進委員の委嘱について」につきまして提案理由をご説明申し上げます。

去る平成30年3月の教育委員会定例会にてご賛同を賜りました、平成30・31年度大東市スポーツ推進委員につきまして、随時募集を行っておりましたところ、「横山千夏」氏より応募がございました。

横山氏につきましては、大阪産業大学スポーツ健康学部在学中であり、スポーツに関する多様な経験を積んでみたいという積極的な動機で応募したもので、今後の本市におけるスポーツ振興を担うスポーツ推進委員として適任であると判断したため、ご提案させていただく次第でございます。

何卒、ご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

水野委員

ご説明ありがとうございました。

どのような経緯で申し込まれたのでしょうか。

松本上席主査

大阪産業大学の総合型地域スポーツクラブであるいきいき大東スポーツクラブに対し、そのクラブの職員の方々から、スポーツ推進員になっていただけないかを依頼させていただいた経緯がございます。なお、3月定例会におきましても、同様の経緯で2名の方からご応募いただいております。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

．．．．．以下、一般業務報告につき要点のみを記載．．．．．

①家庭教育支援チーム総会について

⇒家庭教育支援事業に深く関わる関係機関・団体を対象とし、事業報告・概要説明、講演会を行うことにより本事業への理解をさらに深めていただくとともに、事業の円滑な実施を図ることを目的として、平成30年5月21日に家庭教育支援チーム総会を開催する旨を報告。

亀岡教育長

それでは以上をもちまして、5月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

平成30年7月13日

亀岡教育長

花田委員